(証券コード　9087)
平成29年６月14日

株　主　各　位

東京都港区新橋一丁目10番９号
タカセ株式会社
代表取締役社長　大宮司　典夫

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいまして、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時

２．場　所　東京都港区新橋一丁目10番９号
当社本社会議室（５階）

３．会議の目的事項

報告事項　１．第101期（平成28年４月1日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第101期（平成28年４月1日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役４名選任の件
第５号議案　監査役１名選任の件
第６号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第２号議案から第６号議案までの概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（49頁から54頁）に記載のとおりであります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ（アドレス http://www.takase.co.jp）において、掲載することによりお知らせいたします。

(提供書面)

事　業　報　告

(平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで)

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 一般概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行による金融緩和政策により企業収益や雇用環境が改善し、緩やかな回復基調で推移しました。一方、個人消費は依然として停滞しており、為替や株価の変動が見られたほか、海外では中国経済の成長減速、英国のＥＵ離脱、さらには米国新政権にかかる政策の不確実性などの影響が懸念され、景気の先行きが不透明な状況となっております。

当社グループの属する物流業界は、依然として、顧客の物流コスト圧縮の要請と業者間の過当競争による料金低下が見られるほか、運賃仕入コストの増加、人手不足ならびに労務コストの上昇といった事業環境にある中、物流業務にかかる高度な業務品質の維持・向上を迫られ、期待利益の確保が厳しくなってきております。

こうした状況の中で、当社グループは持続的成長軌道を確立すべく業容拡大戦略にもとづき中期経営計画の実現に向けて、グループ各社がそれぞれの事業分野や地域において競争力を高め、収益力の向上と期待利益の確保を図るため、新規顧客の獲得と既存顧客の業務拡大に注力しつつ、業務品質の維持・向上にかかる業務の効率化に取り組んだほか、不採算取引の見直しをおこないました。しかしながら、この厳しい事業環境の中で大幅な業績赤字を余儀なくされたことを踏まえ、次期以降の黒字転換を図ることを目的として、一旦、現状の取扱物量に見合った事業再構築を図ることとし、具体的には、不採算取引の見直しと事業拠点の再編成により倉庫事業にかかる操業度の改善を図ること、運送事業における不採算部門である「共同配送事業（まごころ便の一部)」の廃止により赤字事業を解消し収支改善を図ること、ならびに事業縮小にともなう余剰人員の削減を実施いたしました。

また、このような当社グループの業況を踏まえ、現行の平成30年3月期（第102期）までの「中期経営計画」は、一旦、取下げることとし、この構造改善施策の実施効果・進捗を見極めた上で、持続的成長軌道を確立すべく業容拡大戦略にもとづいた「中期経営計画」をあらためて策定することといたしております。

当連結会計年度の当社グループの業績は、主要顧客において年末および年度末需要による取扱量の増加が見られ、下半期の計画値は達成できたものの、上半期における一部顧客の撤退や全般的な業務取扱量の減少による業績不振を挽回するまでには至りませんでした。

この結果、当社グループの営業収益は、国内の物流事業にかかる営業収益が大きく減少し、前年同期間と比較して、4.3%減の88億30百万円の計上となりました。

また、利益面につきましては、販売費及び一般管理費の削減効果が見られるものの、運賃仕入コストや労務コストが上昇したことに加え、営業収益の減少による影響により、営業損益は１億15百万円の営業損失（前年同期間は25百万円の営業利益）となりました。また、経常損益は、支払手数料29百万円の計上もあり１億42百万円の経常損失（前年同期間は34百万円の経常利益）となりました。さらに、親会社株主に帰属する当期純損益は、前連結会計年度に計上された投資有価証券売却益１億５百万円や繰延税金資産の取崩による法人税等調整額における費用計上の影響がなくなったことのほか、当連結会計年度において特別退職金43百万円や事業構造改善費用１億38百万円を計上したことから４億10百万円の親会社株主に帰属する当期純損失計上（前年同期間は２億31百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）を余儀なくされました。

今後につきましては、政府の経済政策や日本銀行による金融緩和政策による景気の回復が期待される中、物流業界における業者間の過当競争による料金低下のほか、運賃仕入コストや人手不足による労務コストの上昇といった厳しい事業環境に耐えて、業務品質を維持向上させ、顧客ニーズに応えられる事業体質を創るための施策を実行してまいります。

当社グループは、このような厳しい事業環境の中で構造改善施策の実施効果・進捗を見極めた上で、持続的成長軌道を確立すべく業容拡大戦略にもとづいた「中期経営計画」をあらためて策定することといたしております。この構造改善施策の効果およびタカセ平和島新倉庫の賃貸開始を踏まえた次期の見通しにつきましては、連結営業収益は76億円、連結営業利益は１億円、連結経常利益は１億円、親会社株主に帰属する連結当期純利益は60百万円と予想しているほか、株式併合を勘案した１株あたりの期末配当金として50円の復配を予定しております。

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続的に実施することを剰余金処分にあたっての基本方針としてまいりました。しかしながら、前述の当期連結業績を踏まえ、誠に遺憾ではございますが期末配当を無配とする議案を提出させていただいております。

株主各位には、ご理解とあわせて相変わらずのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

②報告セグメントの概況

A．総合物流事業におきましては、主要顧客において年末および年度末需要による取扱量の増加が見られ、下半期の計画値は達成できたものの、上半期における一部顧客の撤退や全般的な業務取扱量の減少による業績不振を挽回するまでには至らず、国内の営業収益が大きく減少したことから、営業収益は前年同期間と比較して4.5％減の85億70百万円となりました。また、営業総利益は、運賃仕入コストや労務コストが上昇したことに加え、営業収益の減少による影響により、前年同期間と比較して21.4％減の７億22百万円となりました。

B．運送事業におきましては、当事業が、主に、総合物流事業に対する運送分野を担っており、「まごころ便」の取扱量が減少したことから、営業収益は前年同期間と比較して13.2％減の８億99百万円となりました。また、営業総損益は、営業収益の減少のほか、取扱量減少による配送効率の悪化もあり、９百万円の営業総損失（前年同期間は６百万円の営業総損失）となりました。

C．流通加工事業におきましては、当事業が、主に、総合物流事業に対する流通加工（倉庫内オペレーション）分野を担っており、国内物流業務にかかる業務取扱量が減少したことから、営業収益は前年同期間と比較して1.1％減の11億64百万円となりました。また、営業総利益は、業務の効率化による労務費削減に努めたものの、労務コストが上昇したことに加え、営業収益の減少による影響により、前年同期間と比較して6.4％減の84百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達についての状況

当社は構造改善施策の実施にともなう支出等に備えるため、平成29年３月に株式会社みずほ銀行をエージェントとした主要取引銀行４行からシンジケートローンにより、総額５億円の借入をおこなっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資総額は５億92百万円であり、その主なものは、大田区平和島の施設の建替えに対する設備投資額４億67百万円が含まれております。

それぞれのセグメントにおける設備投資額は、次のとおりです。

セグメントの名称	金額（千円）
総合物流事業	592,511
運送事業	421
流通加工事業	-
その他の事業	-
合計	592,932

(3) 財産および損益の状況

区　分	第98期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第99期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第100期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第101期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
営業収益	千円 9,051,496	千円 9,484,688	千円 9,222,895	千円 8,830,142
経常利益 (経常損失△)	千円 18,905	千円 66,041	千円 34,706	千円 △142,589
親会社株主に帰属する当期純利益 (純損失△)	千円 △31,157	千円 22,179	千円 △231,189	千円 △410,805
1株当たり当期純利益 (純損失△)	円 △3.11	円 2.22	円 △23.25	円 △41.32
総資産	千円 9,791,863	千円 9,854,018	千円 9,218,168	千円 9,190,034
純資産	千円 6,861,816	千円 6,856,933	千円 6,407,095	千円 5,940,576

(注) 1．第98期は、東京営業所の固定資産にかかる減損損失51,917千円を特別損失に計上しております。
2．第100期は特別利益に投資有価証券売却益105,635千円、特別損失に固定資産除売却損61,060千円を計上しております。
3．また、第100期は繰延税金資産の全額取崩により、法人税等調整額に247,166千円を計上しております。
4．第101期は特別損失に事業構造改善費用138,524千円、特別退職金43,388千円、環境対策費38,000千円を計上しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は次のとおりであります。

当社グループは、この度の構造改善施策の実施を踏まえ、価格競争の激化、運賃仕入コストや人手不足による労務コストの上昇といった厳しい事業環境に耐えて、業務品質を維持向上させ、顧客ニーズに応えられる事業体質を創るための施策を実行することとし、この構造改善施策の実施効果・進捗を見極めた上で、持続的成長軌道を確立すべく業容拡大戦略にもとづいた「中期経営計画」をあらためて策定することといたしております。

平成34年に当社は「創業150年・会社設立100周年」を迎えます。これを機に、第二の創業をする気概を持ち、社員一丸となって記念すべき年に向けて邁進する覚悟です。

具体的には、「お客さまに優れた価値を提供する“ADD SYSTEM”」という当社の原点に帰り競争力を強化することで、以下三つを柱に構造改革を実現します。

■競争力の強化　～ 積極的成長投資の実現

- 重点エリアの選定と新施設稼動
- ソリューション力を備えた情報システムの開発
- 専門性の高い人材の育成と成果主義の導入
- 補完関係にある企業との提携

1．顧客構造の革新

- 環境の変化を見通した市場・ターゲットの選別とソリューション営業力強化による新たなビジネスモデルの構築
- 個別取引採算分析に基づいた事業活動の実践
- 有資格者人材の育成と採用、海外拠点の拡充による国際部門の強化

2．業務品質の向上

- 顧客の事業特性に適応した業務の集約化と人材配置
- 物流情報システム等社内インフラの改善による差別化/効率化の実現

3．収益構造の強化

- 低採算事業の見直しによる体質改善
- きめ細かい分析に基づく収益源の見極めと強化

(5) 主要な事業内容

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社および子会社11社により構成されており、「運送」、「保管」、「作業（流通加工等）」といった物流サービスの提供を、国内のみならず海外にまで及んだ事業活動を展開しております。

具体的には、当社のように、資本力を活かした倉庫事業のほかに利用運送事業ならびに流通加工事業等の倉庫内オペレーション業務を一体的に管理運営する事業として、総合物流事業（「サードパーティーロジスティクス（３ＰＬ）型事業」）をおこなっております。

また、当社子会社の株式会社タカセ運輸集配システムのように、貨物自動車による実運送事業を主な事業活動としているほか、タカセ物流株式会社は、人材派遣および物流業務受託による流通加工事業等の倉庫内オペレーション業務を主な事業活動としております。

当社グループが営んでいる主な事業の内容は次のとおりであります。

［総合物流事業］――　顧客からの物流業務受注にあたって、海外生産品の調達から保管管理・流通加工・顧客への配送といった業務を一貫しておこなう事業活動で、この「運送」、「保管」、「作業（流通加工等）」といった物流サービスを一括して受注する物流事業形態

［運送事業］――――　貨物自動車による実運送事業のみを主な事業活動する物流事業形態

［流通加工事業］――　人材派遣および物流業務受託による流通加工事業等の倉庫内オペレーション業務のみを主な事業活動する物流事業形態

［その他の事業］――　倉庫・事務所等の警備保障事業を主な事業活動する事業形態

(6) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都港区	札幌営業所	北海道石狩市
大井平和島事業所	東京都大田区	東京営業所	東京都品川区
東京港営業所	東京都大田区	川崎営業所	神奈川県川崎市
川崎港営業所	神奈川県川崎市	大阪営業所	大阪府門真市
福岡営業所	福岡県福岡市		

② 子会社（本社）

名称	所在地
株式会社タカセ運輸集配システム	神奈川県川崎市
タカセ物流株式会社	東京都港区
萬警備保障株式会社	東京都港区
TAKASE ADD SYSTEM, INC.	米国
ADD SYSTEM COMPANY LIMITED.	中国（香港）
高瀬国際貨運代理（上海）有限公司	中国（上海）
高瀬物流（上海）有限公司	中国（上海）

(7) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減（△は減）
総合物流事業	135名	△3名
運送事業	31名	△41名
流通加工事業	87名	△3名
その他の事業	6名	-名
合計	259名	△47名

（注）1．前連結会計年度末に比べ、従業員数が47名減少しておりますが、主として希望退職者の募集により運送事業において平成29年３月31日付で38名が退職したことによるものであります。
2．上記には臨時従業員188名（期中平均）を含んでおりません。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	議決権比率	主要な事業内容
株式会社タカセ運輸集配システム	100.0%	貨物自動車運送事業
タカセ物流株式会社	100.0%	国内物流事業および労働者派遣業
萬警備保障株式会社	——	警備保障事業
TAKASE ADD SYSTEM, INC.	100.0%	国際物流事業
ADD SYSTEM COMPANY LIMITED.	100.0%	国際物流事業
高瀬国際貨運代理（上海）有限公司	100.0%	国際物流事業
高瀬物流（上海）有限公司	100.0%	国際物流事業

（注）1．萬警備保障株式会社は、タカセ物流株式会社から100%出資を受けております。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先および借入額（上位５社）

借入先	借入残高（千円）
株式会社みずほ銀行	465,000
城南信用金庫	295,000
株式会社りそな銀行	265,000
三井住友信託銀行株式会社	105,000
日本生命保険相互会社	100,000

2．株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　普通株式　26,391,000株

（2）発行済株式の総数　普通株式　10,545,133株

（うち自己株式数　603,315株）

（3）株主数　842名（対前期末比35名減）

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
東京中小企業投資育成株式会社	650	6.54
公益財団法人タカセ国際奨学財団	551	5.55
熊野淑子	532	5.36
株式会社みずほ銀行	471	4.74
城南信用金庫	423	4.25
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	422	4.25
株式会社商船三井	401	4.04
日本生命保険相互会社	326	3.29
高瀬正人	321	3.23
高瀬佳世子	300	3.03

（注）１．持株比率は、自己株式（603,315株）を控除して計算しております。
２．熊野淑子氏から平成29年４月19日付で遺贈により、熊野知子氏が149,194株、隈祐子氏が234,424株、熊野仁美氏が149,193株、それぞれが相続した旨の変更報告書の写しを受領しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．当社の会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役（平成29年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
大宮司　典　夫	代表取締役社長	
加　地　雄次郎	取締役執行役員 営業本部長	
石　渡　秀　和	取締役執行役員 国際事業本部長兼 営業本部副本部長	ADD SYSTEM COMPANY LIMITED. マネージング・ダイレクター
笹　岡　幹　男	取締役執行役員 管理本部長	
赤　澤　紀　之	取締役執行役員 国内事業本部長	タカセ物流株式会社　代表取締役社長
中　村　慈　美	取締役	文京学院大学大学院　経営学研究科特任教授
島　津　和　人	監査役（常勤）	
井　上　義　博	監査役	
今　泉　達　也	監査役	一般財団法人大蔵財務協会　業務執行理事

（注）１．取締役中村慈美氏は、社外取締役であります。
２．監査役井上義博および今泉達也の両氏は、社外監査役であります。
３．当社は、監査役井上義博氏を株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
４．平成28年６月29日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって、取締役岡安博、島津和人および監査役林義明の３氏は辞任いたしました
５．常勤監査役島津和人は、当社の経理部門において長年にわたり勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社定款の規定にもとづき、当社は社外取締役の中村慈美、社外監査役の井上義博および今泉達也の３氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	報　　酬　　額	
	支 給 人 員	支　給　額
取　　締　　役	8名	46,200千円
監　　査　　役	4	15,120
計	12	61,320

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
2．総会決議（平成18年６月29日開催の第90期定時株主総会決議）による報酬限度額は、取締役分年額192,000千円以内、監査役分年額30,000千円以内であります。
3．当事業年度にかかる役員退職慰労引当金繰入額8,250千円を含めております。
4．当事業年度末日における取締役の人員は６名、監査役の人員は３名であり、役員の人員は９名であります。
5．なお、平成28年６月29日開催の第100期定時株主総会決議により当事業年度に支給した役員退職慰労金48,500千円（取締役２名に対し37,500千円、監査役１名に対し11,000千円）は含めておりません。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

上記のほか、会社役員に対し、次のとおりの支給があります。

使用人兼務取締役の使用人分給与相当額　　4名　27,000千円

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職の状況等

区　分	氏　名	兼職先会社名	兼職の内容	関　係
社外取締役	中村慈美	文京学院大学大学院	経営学研究科特任教授	―――
社外監査役	井上義博	―――	―――	―――
社外監査役	今泉達也	一般財団法人大蔵財務協会	業務執行理事	―――

(6) 各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	中村慈美	社外取締役就任後開催の取締役会には16回中16回出席し、さらに、業務管理を主体とする会議等に出席して、必要な助言および適切な意見の表明を適宜おこないました。
社外監査役	井上義博	当事業年度開催の取締役会には21回中16回、監査役会には12回全てに出席し、さらに、業務管理を主体とする会議等に出席して、必要な助言および適切な意見の表明を適宜おこないました。
	今泉達也	当事業年度開催の取締役会には21回中15回、監査役会には12回全てに出席し、さらに、業務管理を主体とする会議等に出席して、必要な助言および適切な意見の表明を適宜おこないました。

(7) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	当社子会社からの役員報酬等（千円)
社外役員の報酬等の総額	3名	11,700千円	—

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 各会計監査人の報酬等の額

区　　分	支 払 額
① 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	24,000千円
② 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,000千円
③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(3) の金額には金融商品取引法にもとづく監査報酬等の額を含めております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不信任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意にもとづき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

(6)会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３ヶ月の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

６．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

Ⅰ．当社は、平成18年５月開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「タカセグループ企業行動指針」および「コンプライアンス・マニュアル」にもとづき、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」・「文書規程」・「契約管理規程」・「経理規程」にもとづきその保存媒体に応じて適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下８項目のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。

・価格面等の競争の激化に伴うリスク

・主要取引先との契約が解除されるリスク

・公的規制によるリスク

・コンプライアンスに関するリスク

・海外進出に潜在するリスク

・災害等による影響

・取引先の信用リスク

・有能な人材の確保や育成に伴うリスク

② 「営業管理規程」・「事故処理規程」を始めリスク管理に関する諸規程を基礎として、リスク管理をおこない、必要に応じ改定・整備をおこなうことによりリスク管理をおこなう。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリー・チームを組織し迅速な対応をおこない、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に係わる重要事項については、事前に常任役員会において議論をおこない、その審議を経て執行決定をおこなうものとする。

② 取締役会の決定にもとづく業務執行については、「タカセグループ企業行動指針」を基礎として、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定める「組織規程」、「職務権限規程」に従い執行することとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 「タカセグループ企業行動指針」および「コンプライアンス・マニュアル」を当社のコンプライアンス体制の基礎とする。

これにもとづいて内部監査室がコンプライアンス体制を統括することにし、コンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署・関係会社において、規則、ガイドラインの策定、研修の実施をおこなうものとする。

② 内部監査室を当社の内部監査部門として執行部門から独立した組織とするとともに、コンプライアンスの統括部署とする。

③ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞無く常任役員会において報告するものとする。

④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「コンプライアンス直接報告制度」にもとづきその運用をおこなうこととする。場合により、社外の弁護士等を直接の情報受領者とすることができるよう社内通報システムを整備する。

⑤ 監査役は当社の法令遵守体制および「コンプライアンス直接報告制度」の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定をもとめることができるものとする。

(6) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

① グループ会社における業務の適正を確保するため、「タカセグループ企業行動指針」を基礎として、関係会社各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、「関係会社管理規程」を基礎として、「国内関係会社運営規程」および「海外関係会社運営規程」に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理をおこなうものとし、必要に応じてモニタリングをおこなうものとする。

取締役は、関係会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

② 関係会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は直ちに監査役に報告をおこなうとともに意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定をもとめることができるものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役から求めがある場合は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から臨時にまた恒常的に監査役補助者を任命することとする。恒常的に補助者を任命する場合は、監査役補助者の評価は監査役がおこない、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役会からの独立性を確保するものとする。

② 恒常的監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

① 「稟議規程」にもとづいて監査役に供覧すべき文書の他、監査役はすべての事項について文書の閲覧および取締役および使用人に対して報告を求めることができるとともに、すべての社内の会議に出席できることとする。また取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について常任役員会等において必要の都度監査役に報告するものとする。

② 取締役は法令違反その他のコンプライアンス上の問題について取締役および使用人による監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

Ⅱ．当社は、平成20年６月開催の取締役会において、「反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方、及び体制整備」について、次の趣旨の決議をしております。

(1) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業活動の基本指針として定めた「コンプライアンス・マニュアル」に「反社会的勢力との絶縁」をうたい、「反社会的勢力には屈せず、断固として対決する姿勢をもつこと」を掲げており、このような基本的な考え方をもって反社会的勢力の排除に取り組む。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた体制整備

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的として倫理規定、行動規範、社内規則などを整備し、また対応統括部署を定めるほか、外部専門機関等と連携し折にふれ指導を受けるとともに情報の共有化を図ることとする。

Ⅲ．当社は、平成21年４月に「内部統制報告制度に関する方針および運営」について、以下の趣旨を定めております。

(1) 適正な財務報告を実現するために構築すべき内部統制の方針・原則、範囲および水準

① 方針・原則

経営者は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制のシステムを整備・運用する。

当該システムの整備・運用に当たっては、内部統制の基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ＩＴへの対応）が組み込まれたプロセスを構築し、それを適切に機能させる。また、財務報告に係る内部統制の整備・状況の把握の過程で把握された不備および運用評価の過程で発見された不備については、適時に認識し、適切に対応・是正し、当社の財務報告に係る内部統制が有効なものとなるよう改善する。

② 範囲および水準

連結財務諸表を構成する全ての会社は、適正な財務報告を実現するための内部統制を構築する。連結財務諸表を構成する全ての会社は、内部統制のシステムの構築により、連結財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る情報の信頼性を確保する。

(2) 内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者および全社的な管理体制

(3) 内部統制の構築に必要な手順および日程

(4) 内部統制の構築に係る個々の手続きに関与する人員およびその編成並びに事前の教育・訓練の方法等

Ⅳ．業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

① 取締役会を毎月一回開催し、社外監査役が出席するなか、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要案件を審議、決定するとともに、取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上の施策を適切に報告、検討しました。

② 監査役会を毎月一回開催し、適切に協議を行ったほか、監査役は監査役会の監査の方針や職務の分担に従い、毎月一回開催される常任役員会、子会社取締役会、四半期毎に開催される経営目標予算完達会議等の重要な会議に出席し情報収集を行いました。また、会計監査人との四半期レビュー報告、内部監査室の内部監査に陪席し、適宜の情報交換を行い、監査役の実効性確保に努めました。

③ 「タカセグループ企業行動指針」、「営業管理規定」、「事故処理規程」に基づき、当社及び子会社のリスク分析や評価を行うため、社長と子会社社長とのミーティングを毎月開催し、有事の際に迅速かつ適切な対応ができるよう努めました。

④ コンプライアンスや業務の効率化を推進するため、文書やメールを活用し周知・啓蒙をはかるとともに、タカセ掲示板に効率提案アップロードを継続的に実施しました。また通信教育、社外セミナーへの参加を推奨しました。

⑤ 当社は、当社及び子会社における問題の未然防止と早期発見をはかるため、内部監査室を受付窓口とした当社及び子会社の内部通報制度を設けており、適切な措置の実行に備えました。また各内部監査時に若干名を対象としたヒヤリングを実施しました。

Ⅴ．財務報告の適正性を確保するための体制整備

激変する外部環境の変化にともない、制度会計も同様な状況となっております。

このような変化に的確に対応するため、平成22年４月より公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

Ⅵ．独立役員の確保状況

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、経営の監督・監視を強化し、透明性を確保する観点から、平成22年３月に当社の一般株主と利益相反が生じることはない独立役員を１名確保いたしております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な収益を確保できる経営基盤の強化を進めて自己資本利益率（ＲＯＥ）の向上に努め、株主に対して可能な限りの利益還元をおこなってまいります。

当社は、中間配当制度を設けておりますが、諸般の事情を勘案し、期末配当のみの年１回の剰余金の配当をおこなうことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、平成29年３月期の業績を踏まえ、期末配当をおこなわない予定であります。

株主の皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、更なる経営改革並びに業務改革をおこない、安定配当を実施できるように努めてまいる所存ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

内部留保資金につきましては、財務的安定性に留意しながら、事業展開に必要な投資に積極的に充当してまいります。

（注）　本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位　千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**9,190,034**	**(負債の部)**	**3,249,458**
流動資産	**3,773,977**	**流動負債**	**2,197,726**
現金及び預金	2,395,407	支払手形及び営業未払金	522,414
受取手形及び売掛金	1,077,617	短期借入金	780,000
原材料及び貯蔵品	11,862	１年内償還予定の社債	500,000
前払費用	61,498	未払費用	137,054
繰延税金資産	11,728	未払法人税等	17,645
未収法人税等	655	賞与引当金	44,724
未収消費税等	39,604	その他	195,887
その他	175,821	**固定負債**	**1,051,732**
貸倒引当金	△218	長期借入金	450,000
固定資産	**5,416,057**	役員退職慰労引当金	71,004
有形固定資産	**3,913,767**	退職給付に係る負債	461,803
建物及び構築物	1,707,450	繰延税金負債	35,117
機械装置及び運搬具	98,883	その他	33,807
土地	1,574,272	**(純資産の部)**	**5,940,576**
建設仮勘定	489,174	**株主資本**	**5,828,438**
その他	43,986	**資本金**	**2,133,280**
無形固定資産	**567,643**	**資本剰余金**	**2,170,568**
借地権	458,486	**利益剰余金**	**1,683,972**
その他	109,156	**自己株式**	**△159,383**
投資その他の資産	**934,646**	**その他の包括利益累計額**	**112,138**
投資有価証券	532,049	**その他有価証券評価差額金**	**52,597**
繰延税金資産	14,031	**為替換算調整勘定**	**59,540**
その他	397,325		
貸倒引当金	△8,759		
資産合計	**9,190,034**	**負債純資産合計**	**9,190,034**

連結損益計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位　千円）

科目	金額	
営業収益		8,830,142
営業原価		8,055,623
営業総利益		**774,519**
販売費及び一般管理費		889,826
営業損失		**115,307**
営業外収益		
受取利息	7,298	
受取配当金	4,883	
保険配当金	1,030	
為替差益	764	
受取賃貸料	3,787	
補助金収入	3,519	
その他	4,389	25,673
営業外費用		
支払利息	13,742	
支払補償費	3,039	
支払手数料	29,000	
その他	7,174	52,955
経常損失		**142,589**
特別利益		
固定資産売却益	13	13
特別損失		
固定資産除売却損	11,778	
保険解約損	4,591	
環境対策費	38,000	
特別退職金	43,388	
事業構造改善費用	138,524	
その他の特別損失	36	236,319
税金等調整前当期純損失		**378,895**
法人税、住民税及び事業税		22,829
法人税等調整額		9,080
当期純損失		**410,805**
親会社株主に帰属する当期純損失		**410,805**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位　千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日　残高	2,133,280	2,170,568	2,144,489	△159,288	6,289,049
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△49,711		△49,711
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△410,805		△410,805
自己株式の取得				△94	△94
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	-	-	△460,516	△94	△460,611
平成29年３月31日　残高	2,133,280	2,170,568	1,683,972	△159,383	5,828,438

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成28年４月１日　残高	31,742	86,303	118,045	6,407,095
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△49,711
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△410,805
自己株式の取得				△94
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	20,855	△26,762	△5,907	△5,907
当連結会計年度中の変動額合計	20,855	△26,762	△5,907	△466,519
平成29年３月31日　残高	52,597	59,540	112,138	5,940,576

連結注記表

1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数　　７社

・主要な連結子会社の名称　㈱タカセ運輸集配システム
タカセ物流㈱
萬警備保障㈱
TAKASE ADD SYSTEM,INC.
ADD SYSTEM COMPANY LIMITED.
高瀬国際貨運代理（上海）有限公司
高瀬物流（上海）有限公司

② 主要な非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称　エイワパレット㈱
㈱システム創研
雅達貨運（中山）有限公司
㈲アイティーワーク

・連結の範囲から除いた理由

上記４社は、総資産、営業収益、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれにおいても、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので連結の範囲から除外しております。

なお、エイワパレット㈱は、事業休止中であります。

また、咸臨運輸㈱については期中に清算を行いました。

（2）持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

上記非連結子会社４社は、当期純損益および利益剰余金等におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKASE ADD SYSTEM,INC.、ADD SYSTEM COMPANY LIMITED.、高瀬国際貨運代理（上海）有限公司および高瀬物流（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等にもとづく時価法によっております。
なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

ロ．たな卸資産の評価基準および評価方法

原材料及び貯蔵品　最終仕入原価法（収益性の低下による簿価引下げの方法）によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　主として定率法によっております。
但し、平成10年４月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年４月以降に取得した建物付属設備及び構築物、および東京港営業所の建物、構築物、機械及び装置については、定額法によっております。

ロ．無形固定資産　定額法によっております。
但し、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用期間（５年）にもとづく定額法によっております。

③　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額基準にもとづき計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規にもとづく期末要支給額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しております。当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．ヘッジ会計の方法

ａ　ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ｂ　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　…　金利スワップ

ヘッジ対象　…　借入金の利息

ｃ　ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ｄ　ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

ハ．消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3．会計方針の変更に関する注記

東京港営業所を除く当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

4．表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において「その他」に含めておりました「建設仮勘定」(前連結会計年度41,430千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において「その他」に含めておりました「補助金収入」(前連結会計年度2,570千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

5．追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

6．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　　8,768,349千円

なお、上記のほかに、有形固定資産の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他に減損損失累計額106,156千円を計上しております。

(2)担保資産

長期借入金450,000千円および短期借入金50,000千円の担保として財団抵当に供しているものは、次のとおりであります。

① 建物	447,067千円
② 土地	493,946千円

(3) 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金のうち、以下の長期借入金（シンジケートローン契約）には、財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触した場合には多数貸付人の請求に基づき、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

長期借入金450,000千円および短期借入金50,000千円

イ　平成29年３月期決算以降、各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成28年３月期決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

ロ　平成29年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、平成30年３月決算期およびその直前の期の決算を対象としておこなわれる。

7．連結損益計算書に関する注記

環境対策費

大井平和島事業所の土壌改良にともなう環境対策費38,000千円を計上しております。

特別退職金

希望退職者の募集にともない、希望退職者に対して特別退職金43,388千円を計上しております。

事業構造改善費用

事業構造改善施策の実施にもとづく、東京営業所の倉庫賃貸契約の解消にともなって生じる営業補償金105,000千円および大阪営業所の倉庫賃貸契約の期日前解約による違約金20,931千円等の諸費用を計上しております。

8．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普　通　株　式	10,545,133	-	-	10,545,133

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普　通　株　式	602,826	489	-	603,315

（3）配当に関する事項

当事業年度の配当につきましては、平成29年３月期の業績を踏まえ、期末配当をおこなわない予定であります。

株主の皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、更なる経営改革並びに業務改革をおこない、安定配当を実施できるように努めてまいる所存ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

9．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引を利用する場合の目的は、後述するリスクを回避するためのものであり、投機目的での取引はおこなわない方針であります。

② 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。また、海外での事業をおこなうにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、ほぼ同額の外貨建て営業債務が生じている状況にあります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが１ケ月以内の支払日であります。なお、一部の外貨建て営業債務は、為替の変動リスクにさらされておりますが、ほぼ同額の外貨建て営業債権が生じている状況にあります。

借入金および社債は、主に設備投資にかかる資金調達を目的としたものであり、約定返済日および償還日は、最長で決算日後５年であります。なお、長期借入金のうち一部は変動金利であるため、金利変動リスクにさらされておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用して金利を固定化しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主に営業債権について、各営業部門と財務部が協力して、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て営業債権と営業債務については、取引の構造上、ほぼ同額の状況にあることから、その為替変動リスクは軽微であります。また、変動金利の借入金は金利の変動リスクにさらされておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを抑制するためにデリバティブ取引（金利スワップ）を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、予算計画、設備投資計画などの諸計画にもとづき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、主に市場価格にもとづく価格によっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時　価 (千円)	差　額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,395,407	2,395,407	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,077,617	1,077,617	-
(3) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	200,000	200,280	280
②その他有価証券	235,027	235,027	-
資産計	3,908,052	3,908,332	280
(1) 支払手形及び営業未払金	522,414	522,414	-
(2) 短期借入金	570,000	570,000	-
(3) １年内償還予定の社債	500,000	500,015	15
(4) 長期借入金	660,000	659,090	△910
負債計	2,252,414	2,251,519	△895
デリバティブ取引	-	-	-

(注) １．金融商品の時価の算定方法ならびに投資有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

・「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び営業未払金」および「短期借入金」は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

・「投資有価証券」の時価については、その主なものは株式であり、取引所の価格によっております。

・「１年内償還予定の社債」の時価は、市場価格がないことから、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算出しております。

・「１年内返済予定の長期借入金」は「長期借入金」に含めております。

・「長期借入金」の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象となる長期借入金の時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算出しております。

・「デリバティブ取引」は、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて掲載しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	97,022

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

3．金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,391,507	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,077,617	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	200,000	-
合　計	3,469,124	-	200,000	-

4．社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
短期借入金	570,000	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	210,000	-	-	-	-
1年内返済予定の社債	500,000	-	-	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	100,000	100,000	100,000	150,000
合　計	1,280,000	100,000	100,000	100,000	150,000

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　597.53円

1株当たり当期純損失　41.32円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２９年５月１５日

タ カ セ 株 式 会 社
　取締役会　御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　信　行　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　橋　久仁子　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、タカセ株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカセ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸 借 対 照 表

(平成29年３月31日現在)

(単位　千円)

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
(資 産 の 部)	**8,588,738**	**(負 債 の 部)**	**3,221,445**
流 動 資 産	**2,911,869**	**流 動 負 債**	**2,295,109**
現 金 及 び 預 金	1,714,370	支 払 手 形	22,411
売 掛 金	967,265	営 業 未 払 金	839,591
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	11,390	短 期 借 入 金	780,000
前 払 費 用	30,361	１年内償還予定の社債	500,000
立 替 金	139,562	未 払 金	69,109
未 収 消 費 税 等	39,604	未 払 費 用	35,416
そ の 他	9,537	未 払 法 人 税 等	7,628
貸 倒 引 当 金	△222	預 り 金	15,794
固 定 資 産	**5,676,868**	賞 与 引 当 金	20,347
有形固定資産	**3,868,639**	そ の 他	4,809
建 物	1,685,734	**固 定 負 債**	**926,335**
構 築 物	8,001	長 期 借 入 金	450,000
機 械 及 び 装 置	75,011	退 職 給 付 引 当 金	403,948
車 両 運 搬 具	3,964	役員退職慰労引当金	44,550
工具、器具及び備品	32,481	繰 延 税 金 負 債	23,191
土 地	1,574,272	そ の 他	4,645
建 設 仮 勘 定	489,174	**(純 資 産 の 部)**	**5,367,293**
無形固定資産	**565,703**	**株 主 資 本**	**5,314,695**
借 地 権	458,486	**資 本 金**	**2,133,280**
ソ フ ト ウ エ ア	90,679	**資 本 剰 余 金**	**2,170,568**
そ の 他	16,537	資 本 準 備 金	2,170,568
投資その他の資産	**1,242,525**	**利 益 剰 余 金**	**1,170,229**
投 資 有 価 証 券	452,581	利 益 準 備 金	252,440
関 係 会 社 株 式	482,983	その他利益剰余金	917,788
出 資 金	37,650	別 途 積 立 金	1,000,000
破 産 更 生 債 権 等	9,104	繰 越 利 益 剰 余 金	△82,211
長 期 前 払 費 用	7,268	**自 己 株 式**	**△159,383**
差 入 保 証 金	90,347	**評 価 ・ 換 算 差 額 等**	**52,597**
保 険 積 立 金	160,038	**その他有価証券評価差額金**	**52,597**
そ の 他	11,312		
貸 倒 引 当 金	△8,759		
資 産 合 計	**8,588,738**	**負 債 純 資 産 合 計**	**8,588,738**

損 益 計 算 書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位　千円）

科目	金額	
営業収益		7,549,850
営業原価		7,044,918
営業総利益		**504,932**
販売費及び一般管理費		622,697
営業損失		**117,764**
営業外収益		
受取利息	2,286	
受取配当金	54,821	
受取賃貸料	12,503	
受取事務手数料	903	
その他	4,472	74,986
営業外費用		
支払利息	10,672	
社債利息	3,070	
支払補償費	1,833	
支払手数料	29,000	
為替差損	4,601	
その他	6,849	56,026
経常損失		**98,804**
特別損失		
固定資産除売却損	11,387	
保険解約損	4,591	
環境対策費	38,000	
特別退職金	222	
事業構造改善費用	138,524	
その他	36	192,762
税引前当期純損失		**291,567**
法人税、住民税及び事業税		7,830
当期純損失		**299,397**

株主資本等変動計算書

(自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日)

(単位　千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
平成28年４月１日　残高	2,133,280	2,170,568	2,170,568	252,440	1,300,000	△33,101
当事業年度中の変動額						
別途積立金の積立・取崩					△300,000	300,000
剰余金の配当						△49,711
当期純損失（△）						△299,397
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）						
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△300,000	△49,109
平成29年３月31日　残高	2,133,280	2,170,568	2,170,568	252,440	1,000,000	△82,211

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
平成28年４月１日　残高	1,519,338	△159,288	5,663,899	31,742	31,742	5,695,641
当事業年度中の変動額						
別途積立金の積立・取崩						
剰余金の配当	△49,711		△49,711			△49,711
当期純損失（△）	△299,397		△299,397			△299,397
自己株式の取得		△94	△94			△94
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）				20,855	20,855	20,855
当事業年度中の変動額合計	△349,109	△94	△349,204	20,855	20,855	△328,348
平成29年３月31日　残高	1,170,229	△159,383	5,314,695	52,597	52,597	5,367,293

個別注記表

1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

イ．子会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等にもとづく時価法によっております。
なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

原材料及び貯蔵品　最終仕入原価法（収益性の低下による簿価引下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　主として定率法によっております。
但し、平成10年４月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年４月以降に取得した建物付属設備及び構築物、および東京港営業所の建物、構築物、機械及び装置については、定額法によっております。

② 無形固定資産　　定額法によっております。
但し、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用期間（５年）にもとづく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額基準にもとづき計上しております。

③　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④　役員退職慰労引当金　役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規にもとづく期末要支給額を計上しております。

(4) その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．ヘッジ会計の方法

ａ　ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ｂ　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　…　金利スワップ

ヘッジ対象　…　借入金の利息

ｃ　ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ｄ　ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

ロ．消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3．会計方針の変更に関する注記

東京港営業所を除く当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

4．表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において「その他」に含めておりました「建設仮勘定」(前事業年度41,430千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

5．追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

6．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　8,374,113千円

なお、上記のほかに、有形固定資産の建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具・器具及び備品に減損損失累計額106,156千円を計上しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

① 短期金銭債権　22,644千円

② 短期金銭債務　504,389千円

(3)担保資産

長期借入金450,000千円および短期借入金50,000千円の担保として財団抵当に供しているものは、次のとおりであります。

① 建物　447,067千円

② 土地　493,946千円

(4) 財務制限条項

当事業年度末の借入金のうち、以下の長期借入金（シンジケートローン契約）には、財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触した場合には多数貸付人の請求に基づき、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

長期借入金450,000千円および短期借入金50,000千円

イ　平成29年３月期決算以降、各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成28年３月期決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

ロ　平成29年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、平成30年３月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

7．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

営業収益	134,466千円
営業原価ならびに販売費及び一般管理費	2,283,582千円

② 営業取引以外の取引による取引高　13,109千円

8．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	602,826	489	-	603,315

9．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

① 流動資産の部

繰延税金資産

未払事業税等否認	5,168千円
未払事業所税否認	4,820千円
賞与引当金損金不算入額	6,287千円
その他	9,822千円
繰延税金資産小計	26,099千円
評価性引当額	△26,099千円
繰延税金資産合計	－千円

② 固定資産の部

繰延税金資産

退職給付引当金損金不算入額	123,608千円
役員退職慰労引当金損金不算入額	13,632千円
減損損失	256,116千円
その他	163,240千円
繰延税金資産小計	556,597千円
評価性引当額	△556,597千円
繰延税金資産合計	－千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	23,191千円
繰延税金負債合計	23,191千円
繰延税金負債純額	23,191千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱タカセ運輸集配システム	所有 直接100%	役員兼任	主に運送業務委託	営業費用 786,368 受取賃貸料 5,916	流動資産のその他 営業未払金	1,770 135,360
子会社	タカセ物流㈱	所有 直接100%	役員兼任	主に物流作業業務委託および派遣受入	営業費用 1,064,375	流動資産のその他 営業未払金	1,907 287,512

（注） 取引条件および取引条件の決定方針等

① 各子会社との営業取引にかかる価格その他の取引条件等は、市場価格ならびに同業他社の状況等を勘案して、相互に交渉の上、決定しております。

② 取引金額には、消費税等を含めておりませんが、期末残高には、消費税等を含めております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	539.87円
1株当たり当期純損失	30.11円

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２９年５月１５日

タ カ セ 株 式 会 社
　取締役会　御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　信　行　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　橋　久仁子　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、タカセ株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第１０１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月1日から平成29年３月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（１）監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明をもとめ、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正におこなわれることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年５月16日

タカセ株式会社　監査役会

監査役（常勤）　島津和人 ㊞

監査役　井上義博 ㊞

監査役　今泉達也 ㊞

（注）　監査役井上義博および今泉達也は、社外監査役であります。

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1．議決権の代理行使の勧誘者

タカセ株式会社
代表取締役社長　大宮司　典夫

2．議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、欠損填補のため、別途積立金の一部を取り崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①減少する剰余金の項目とその額
　別途積立金　　300,000,000円
②増加する剰余金の項目とその額
　繰越利益剰余金　　300,000,000円

第２号議案　株式併合の件

１．提案の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月１日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を考慮し、株式併合をおこなうものであります。

この株式併合にともない、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合に端数を調整の上、現行の26,391,000株を2,700,000株に変更いたします。

２．変更の内容

当社普通株式について、10株を１株にいたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、その所有株式の数に１株に満たない端数が生じる株主様に対しましては、会社法第 235 条の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数の割合に応じて交付いたします。

3．株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）
平成29年10月１日

4．効力発生日における発行可能株式総数
2,700,000株

5．その他
本議案にかかる株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由
（1）第２号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第６条(発行可能株式総数)を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第８条(単元株式数)を変更するものであります。
（2）上記（1）の変更効力は、第２号議案「株式併合の件」の効力発生日である平成29年10月１日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。
なお、本附則は当該変更の効力発生をもって削除するものといたします。
（3）株式併合の公告を機に、現行定款第５条(公告方法)に規定する当社の公告方法を、公告閲覧の利便性の向上および費用削減を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

2．変更の内容
変更の内容は、次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第４条　（条文省略）	第１条～第４条　（現行どおり）
第５条（公告方法）	第５条（公告方法）
当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。
第６条（発行可能株式総数）	第６条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、26,391,000株とする。	当会社の発行可能株式総数は、2,700,000株とする。
第７条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
第８条（単元株式数）	第８条（単元株式数）
当会社の単元株式数は、1,000株とする。	当会社の単元株式数は、100株とする。
第９条～第４２条　（条文省略）	第９条～第４２条　（現行どおり）
（　新　設　）	附則　第６条（発行可能株式総数）および第８条（単元株式数）の規定の変更は、平成29年10月１日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。

第４号議案　取締役４名選任の件

取締役６名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。経営の効率化を図るため、２名減員して新たに取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
大宮司（だいぐうじ）　典夫（ふみお） (昭和27年11月１日生)	昭和51年４月　当社入社 平成７年８月　国際本部東京営業所長 平成12年７月　営業開発本部ＣＳ営業第一グループ長 平成17年２月　雅達貨運（中山）有限公司出向 同社董事長兼総経理 平成18年６月　当社取締役執行役員営業総括 平成20年１月　取締役執行役員営業本部長 平成20年６月　常務取締役営業本部長 平成22年６月　代表取締役社長 平成24年５月　代表取締役社長営業本部長 平成26年７月　代表取締役社長 （現在に至る）	株 82,000

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
笹岡 幹男 (ささおか みきお) (昭和30年8月5日生)	昭和53年 4 月　株式会社富士銀行（現社名株式会社みずほ銀行）入行 平成18年 1 月　当社内部監査室長 平成20年 6 月　執行役員内部監査室長 平成27年 6 月　取締役執行役員内部監査室長 平成28年 4 月　取締役執行役員管理本部長 （現在に至る）	株 20,000
赤澤 紀之 (あかざわ としゆき) (昭和42年6月17日生)	平成 4 年 4 月　当社入社 平成18年 3 月　川崎事業エリア川崎第二営業所長 平成24年 5 月　営業本部川崎支店長 平成25年 6 月　執行役員営業本部川崎支店長 平成27年 6 月　執行役員国内事業副本部長兼川崎営業所長 平成28年 4 月　執行役員国内事業本部本部長 平成28年 5 月　タカセ物流株式会社代表取締役社長 （現在に至る） 平成28年 6 月　取締役執行役員国内事業本部長 （現在に至る）	株 16,451
中村 慈美 (なかむら よしみ) (昭和30年10月26日生)	昭和49年 4 月　福岡国税局採用 平成10年 7 月　国税庁退官 平成15年 4 月　事業再生実務家協会　常務理事 平成20年 5 月　全国事業再生税理士ネットワーク代表幹事 平成22年 4 月　公益社団法人日本租税研究協会　法人税研究会（通達等検討分科会）専門家委員 平成27年 4 月　文京学院大学大学院経営学研究科特任教授 （現在に至る） 平成28年 6 月　当社取締役 （現在に至る）	株 －

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．中村慈美氏は社外取締役候補者であります。
3．中村慈美氏を社外取締役候補者とした理由は、国税庁において豊富な経験を有し、またその他の団体において理事・幹事等の要職を務められており、その豊富な経験を有した専門家としての助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4．当社は中村慈美氏との間で会社法第427条第１項の規定にもとづき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。
5．中村慈美氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって１年であります。

第５号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役井上義博氏が辞任することから、補欠として新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
宮崎（みやざき）　泰史（やすふみ） (昭和25年９月５日生)	昭和49年４月　株式会社富士銀行（現社名株式会社みずほ銀行）入行 平成14年４月　株式会社みずほコーポレート銀行執行役員大手町営業第六部長 平成15年３月　同行常務執行役員アジア地域統括役員 平成18年４月　同行退行 平成18年６月　大日本インキ化学工業株式会社(現社名ＤＩＣ株式会社)取締役 平成20年６月　ＤＩＣ株式会社常務執行役員 平成25年３月　同社退社 平成25年６月　大陽日酸株式会社常勤監査役 平成27年３月　同社常勤監査役兼監査役会議長 （現在に至る）	株 －

(注) １．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．宮崎泰史氏は社外監査役候補者であります。
なお、宮崎泰史氏は、東京証券取引所の有価証券上場規定に基づく独立役員としての要件を満たしておりますことから、同氏の同意のうえ、独立役員に指定する予定であります。

３．宮崎泰史氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関において長年の経験を有し、さらに大手企業において取締役・常務執行役員を経験されており、この経験を活かした有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．候補者宮崎泰史氏が選任された場合、当社定款の規定にもとづき、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定にもとづき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第６号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって取締役を退任されます加地雄次郎、石渡秀和の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準（規程は本店に備え置いてあります）に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

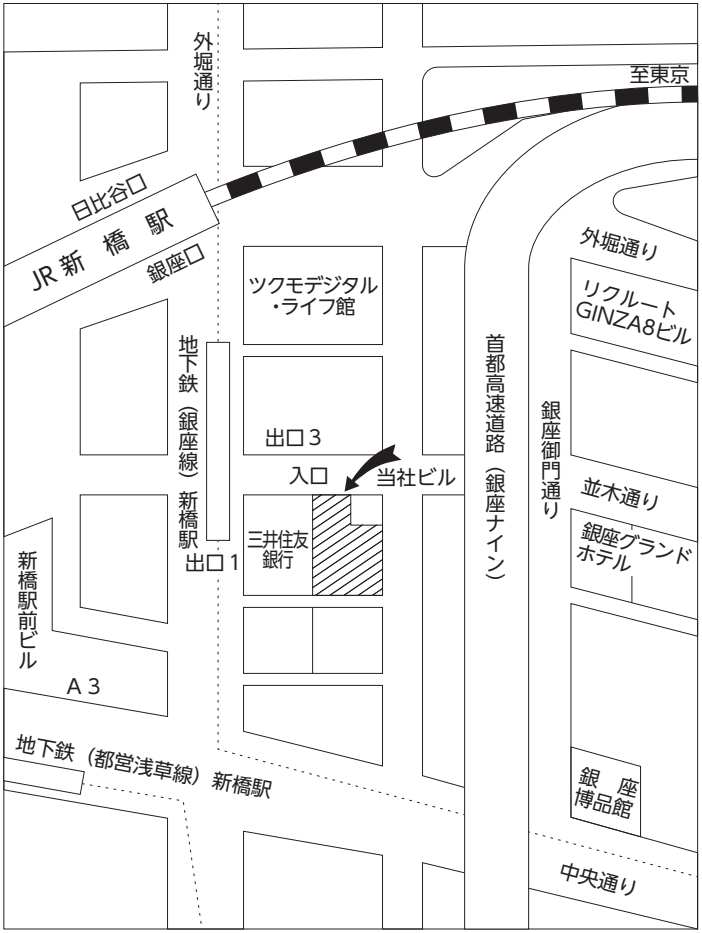
氏　名	略　歴	
加地雄次郎（かじゆうじろう）	平成22年６月	当社取締役 （現在に至る）
石渡秀和（いしわたひでかず）	平成22年６月	当社取締役 （現在に至る）

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目10番９号
当社本社会議室（５階）



最寄駅　ＪＲ 新橋駅
地下鉄　新橋駅　（銀　座　線
都営浅草線）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。